

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A001610
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	中小企業勤労者等に総合的な福祉サービスを提供する事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 1	給付事業 中小企業で働く勤労者等が人生の節目、節目で安心した生活ができるよう、勤労者の相互扶助の精神で結婚祝い金、死亡弔慰金等の慶弔給付を実施する事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

い。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	中小企業勤労者等に総合的な福祉サービスを提供する事業	87.7

[1] 事業の概要について (注1)

<趣旨>

「中小企業勤労者等に対し総合的な福祉サービスを提供する事業」は、足立区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、及び足立区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的とする事業である。

大企業と中小企業との労働環境や従業員の福祉（生活水準）には大きな格差があるが、当財団が中小企業の勤労者を対象に事業掛金負担者（会員）を公募し、中小企業単独では実施できない生活水準の格差を埋めるための総合的なサービス事業を行うことにより、その格差を解消し、さらに、このスケールメリットを活かし、一般区民にもサービス事業を提供していく。

「中小企業勤労者等に対し総合的な福祉サービスを提供する事業」はさらに、下記<事業内容>に掲載した10の事業に細分化され、その内容は以下のとおりである。

<事業をまとめた理由>

これらの事業は、中小企業の勤労者と事業主及びその家族を含め、一般勤労者に総合的な福利厚生事業を行うことが目的である。同一の目的を持つ事業を一つにまとめることにより、公益目的事業をより簡素で合理的に、そして、より弾力的に実施していくことができるため事業をまとめることとした。

<事業の内容>

1. 生活安定事業は、中小企業で働く勤労者等が安心して、低廉な価格で生活物資を購入できるようにするための事業である。当財団の生活安定事業を利用する者の数の多さ（スケールメリット）を活かし、100を超える多種多様な事業者と団体割引契約を締結する。事業の第一段階として、この契約で得られる割引のサービスを可能な限り希望する一般区民にも提供する。次に事業の第二段階として、当財団の事業掛金負担者（会員）には団体割引に加えてまたは利用補助として一定の補助金を入れて提供する。

1) クオカード、区内共通商品券等を団体割引価格で仕入れ、それを仕入れ価格で販売できるようにし、また事業掛金負担者（会員）には仕入れ価格よりさらに割引いて販売する事業

2) 農業協働組合や生産者組合等と、お米や果物、お茶といった特産品の割引購入契約を締結、当財団が買い上げ、それを仕入れ価格で販売できるようにし、また事業掛金負担者（会員）には仕入れ価格よりさらに割引いて産地直送で販売する事業

3) 当財団との協定による割引価格で生活物資が購入できる指定店を紹介する事業

2. 生活資金融資斡旋事業は、中小企業で働く勤労者等に教育、医療、住宅、生活物品等不時の出費に対応するため、低利及び簡便な融資を斡旋する。

まず、金融機関及び信用保証機関と協定を締結する。当財団が、生活資金融資斡旋事業預託金（合計3,500万円）を金融機関に預け入れ、預託金の2倍までの融資枠を確保している。そして、融資実行決定されたときに保証料については当財団が負担する。なお、斡旋限度額は、教育、医療、住宅が100万円、生活物品購入等が50万円である。

3. 健康管理事業は、中小零細企業単独では実施が難しい勤労者の健康を管理する機能を向上させるため、中小企業で働く勤労者等が、一般より低廉な費用で健康を管理できるようにすることである。

まず、医療機関と契約を結び事業掛金負担者（会員）及びその家族に利用補助金（家族には会員の6割程度）を支出し、人間ドック及び労働安全衛生法に基づく健康診断を受診できるようにする。また、休日集団健康診断は、中小企業で働く勤労者、希望する一般区民が休暇をとらずに受診できるよう、医療機関と契約し実施している事業である。

4. 健康増進事業は、中小企業で働く勤労者等が健康を増進し、活力を維持できる環境をつくることである。

まず、当財団の健康増進事業を利用する中小企業で働く勤労者等の数の多さ（スケールメリット）を活かし、多様な事業所等と団体割引契約を締結する。事業の第一段階として、この契約で得られる割引のサービスを可能な限り希望する一般区民に提供する。事業の第二段階として、当財団の事業掛金負担者（会員）には団体割引に加えて利用補助として一定の補助金を入れて提供する。

1) スポーツクラブ等と法人契約を結び法人利用枠の範囲以内で低廉な利用料で利用できるようにし、さらに事業掛金負担者（会員）には利用補助する事業

2) 健康ランド等の施設と団体割引利用契約を結び低廉な利用料で利用できるようにし、さらに事業掛金負担者（会員）には利用補助する事業

3) スキー場と団体割引利用契約を結び、一般より低廉なリフト利用料でスキーができるようにし、さらに事業掛金負担者（会員）には利用補助する事業

4) 足立区内公衆浴場回数券や区営プール等回数券を割引価格で仕入れ、事業掛金負担者（会員）には利用補助をして販売する事業

5. 老後生活安定事業は、中小企業で働く勤労者等が年金、安全有利な貯蓄の知識、生きがい等を身につけ老後の生活に備え、老後を安定させることである。

1) 生涯生活設計に係わるセミナーを企画し、募集から実施まで当財団が行う事業

6. 自己啓発事業は、中小企業で働く勤労者等が、文化や芸術、また図書に触れることで生活に潤いを持たせること、職業能力の向上や各種の資格・技術を身につけ職業生活を豊かにすることである。

まず、多様なサービス提供機関等と団体割引契約を締結する。事業の第一段階として、この契約で得られる割引のサービスを可能な限り希望する一般区民に提供する。事業の第二段階として、当財団の事業掛金負担者（会員）には団体割引に加えて利用補助として一定の補助金を提供する。

1) 美術館や博物館等のチケット取り扱い業者と団体割引利用契約を結び、一般より低廉な入場料で入場できるようにし希望者に紹介、さらに事業掛金負担者（会員）が利用するときに補助する事業

2) 図書カードを団体割引価格で仕入れ希望者に販売し、さらに事業掛金負担者（会員）には利用補助する事業

3) 各種資格試験及び資格取得のための各種講座・教室の受講料を団体割引価格で希望者に紹介し、さらに事業掛金負担者（会員）には利用補助する事業

7. 余暇活動事業は、中小企業で働く勤労者等が充実した余暇を過ごすことができるようにすることである。

当財団の余暇活動事業を利用する者の数の多さ（スケールメリット）を活かし、多様なサービス提供機関等と団体割引契約を締結している。事業の第一段階としてこの契約で得られる割引のサービスを可能な限り希望する一般区民に提供する。事業の第二段階として、当財団の事業掛金負担者（会員）には団体割引に加えて利用補助として一定の補助金を入れて提供する。

1) 旅行会社主催のツアーを割引で利用できるように団体割引契約し利用希望者に紹介、また事業掛金負担者には利用補助する事業

2) リゾート施設を割引で利用できるように団体割引契約し利用希望者に紹介、また事業掛金負担者には利用補助する事業

3) 遊園地、テーマパーク等レジャー施設を割引で利用できるように団体割引契約し利用希望者に紹介、また事業掛金負担者には利用補助する事業

4) スポーツ観戦（野球、アイススケート）や映画、観劇、食事チケット等を割引で利用できるように団体割引契約し利用者に紹介、また事業掛金負担者には利用補助する事業

8. 財産形成支援事業は、中小企業で働く勤労者の財産形成を目的に創られた財形制度の普及を図ることである。

中小企業が財形事務処理を負担なく容易にこの制度を導入できるよう、当財団が厚生労働省の指定を受け、事業主に代わって財形事務代行団体として、財形貯蓄を希望する勤労者の所属する中小企業からお金を預かり、指定された金融機関に預け入れることで勤労者の財産形成支援を行う事業である。

なお、預託金収益及び預託金支出は「預り金の処理」のため収益、費用からは除外する。

9. 広報紙発行事業は、生活産業広報紙を発行することで、区民が情報を得て、イベントに参加することや商店街で買物することなどを通じ、足立区内の中小企業（区内中小企業で働く勤労者の割合 90%）の経営の安定につなげ、もって中小企業勤労者等の生活の向上に役立てる。

当財団が足立区と区内の公社等の間に立ち、編集会議を毎月主催し、そこで決まった編集方針に従い各関係者が情報を持ち寄り、毎月1回、見開き8面構成で編集発行し、区内全戸に無償配布している。

10. 加入促進事業は、事業掛金負担者の加入拡大を図ることである。

事業掛金負担者の募集は、当財団が足立区と区内の公社等と協働して編集し区内全戸配付している広報紙で実施し、事業の実施目的、内容の開示だけでなく、加入機会の公開と公平性を確保している。

しかしながら、事業掛金負担者とサービス利用者の拡大を図ることが、公益事業を実施する上での財源を確保するだけではなく、当財団と団体割引契約を結んでいる様々なサービス提供事業者の事業拡大につながり、それがより豊富なメニューをより多くの方々に提供できることに結びつく。このことから上記に加え、事業掛金負担者加入促進事業として未加入事業所等を訪問して事業掛金負担者の加入を奨励したり、事業掛金負担者による新規加入者の紹介、事業掛金負担者感謝イベントでの新規加入者紹介等の事業を実施する。

<対象者>

1. 生活安定事業、3. 健康管理事業、4. 健康増進事業、5. 老後生活安定事業、6. 自己啓発事業、
7. 余暇活動事業の対象者は、事業掛金負担者（会員）とその家族及び希望する区民である。
2. 生活資金融資斡旋事業の対象者は、融資枠との関わりから事業掛金負担者（会員）とその家族である。
8. 財産形成支援事業の対象者は、事業掛金負担者（会員）とその従業員である。
9. 生活産業広報紙の発行事業の対象者は、中小企業勤労者等を含む全ての区民である。
10. 加入促進事業の対象者は、事業掛金負担者と区民である。

<財源>

1. 生活安定事業のための財源は、足立区補助金、販売収入、基本財産運用益、事業掛金負担金（会費）である。
2. 生活資金融資斡旋事業の財源は、足立区補助金、基本財産運用益、事業掛金負担金（会費）、生活資金融資斡旋事業預託資産である。
3. 健康管理事業の財源は、足立区補助金、医療機関利用料、基本財産運用益、事業掛金負担金（会費）である。
4. 健康増進事業の財源は、足立区補助金、券販売料、参加費、基本財産運用益、事業掛金負担金（会費）である。
5. 老後生活安定事業の財源は、足立区補助金、基本財産運用益、事業掛金負担金（会費）である。
6. 自己啓発事業の財源は、足立区補助金、券販売料、基本財産運用益、事業掛金負担金（会費）である。
7. 余暇活動事業のための財源は、足立区補助金、入場券等販売料、基本財産運用益、事業掛金負担金（会費）である。
8. 財産形成支援事業実施のための財源は、足立区補助金、基本財産運用益、事業掛金負担金（会費）である。
9. 生活産業広報紙の発行事業実施のための財源は記事掲載料及び広告収入である。
10. 加入促進事業実施のための財源は、足立区補助金、事業掛金負担金（会費）、基本財産運用益である。

足立区補助金は、当財団の人件費と事業費の一部及び管理費を賄うために足立区が交付するものである。

<委託の状況>

3. 健康管理事業は、診察等は全て医療機関に委託し、当財団は集団健康診断の企画・場所の確保、利用者の取りまとめ、費用及び利用補助金の支出、本事業を拡充するために取り扱い医療機関の拡大等を行っている。
9. 生活産業広報紙の発行事業では、記事に関連する取材の一部、紙面の割付、前校正、印刷、配付、広告募集等、作業について委託をしている。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号等
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
08	中小企業で働く従業員と大企業で働く従業員との生活水準の格差を埋めるために、中小零細企業単独では実施できない福祉サービスについて総合的に提供することにより、中小企業で働く勤労者の生活水準を向上させる点において、「勤労者の福祉の向上を目的とする事業」に直接貢献、寄与する合理的な理由がある、と考えます。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><生活安定事業></p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。 イ その他 多種多様な事業者と団体割引契約を締結します。この多種多様な事業者と契約いたしておりますので、本事業の目的は業界団体の販売促進や、共同宣伝とは異なります。 ウ 審査等はしていません。 エ そのような事業はありません。</p>	<p>大企業と中小企業との労働環境や従業員の福祉(生活水準)の格差は言うまでもありません。この格差を埋めるために中小零細企業単独では実施できない計画的で総合的な事業を行い、中小企業で働く勤労者等の福祉の向上、ひいては活力に溢れた中小零細企業の振興に寄与する当財団の事業は、社会通念上一般的に認められるべきであり、かつ「勤労者の福祉の向上を目的とする事業」に直接貢献する合理的な理由があります。さらに、公益の増進に寄与するものとして区民からの支持や支援を得られるものでもあります。</p> <p>本事業を媒介に中小企業で働く勤労者はもとより、その家族や区民まで十分に広い範囲に、低廉で総合的な生活の安定に資するサービスの利益が及ぶと考えております。</p>

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><生活資金融資斡旋事業></p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。</p> <p>イ その他 地元の信用金庫と信用保証機関と協定を結んでおりますので、本事業の目的は業界団体の販売促進や、共同宣伝とは異なります。また、この事業に参入したい金融機関を拒むものでもありません。</p> <p>ウ 審査等はしていません。</p> <p>エ そのような事業はありません。</p>	<p>与信力の弱い中小零細企業で働く従業員が、臨時に資金が必要なときに、低利で融資が受けられるよう、当財団が預託金を預け入れることで提携、契約し融資を実行してくれる金融機関を現在確保しています。本事業は、中小零細企業で働く従業員にとって、生活資金の低利融資を受けられる最後の頼みの綱となっています。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><健康管理事業></p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。</p> <p>イ その他 当財団の健康管理事業は年間2千件を超える利用者がおり、その数の多さを活かし、多様な医療機関と団体割引契約を締結しますので、本事業の目的は業界団体の販売促進や、共同宣伝とは異なります。また、この事業に参入したい医療機関を拒むものでもありません。</p> <p>ウ 審査等はしていません。</p> <p>エ そのような事業はありません。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><健康増進事業></p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。</p> <p>イ その他 多様な事業所等と団体割引契約を締結しますので、本事業の目的は業界団体の販売促進や、共同宣伝とは異なります。また、この事業に参入したい事業所を拒むものでもありません。</p> <p>ウ 審査等はしていません。</p> <p>エ そのような事業はありません。</p>	<p>当財団は、区民の大多数を占める中小企業勤労者とその家族、及び区民も加えて総合的な福祉の向上を図ることを目的として事業を展開しておりますので、特定の職業、特定の職域、特定の団体の構成員といった限定された者のみをサービスの対象としたものではなく、また実施する事業も構成員相互の親睦を深めること、連絡や情報交換を行うことを目的にしたものでもありません。社会的に比較弱者である中小零細企業で働く人々を対象の中心としつつ、総合的な福祉の向上を図ることを目的に、広く不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであります。</p>

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問われない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p><老後生活安定事業></p> <p>(1) 事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2) 受講の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。 受講対象者は、事業掛金負担者(会員)とその家族及び希望する区民です。募集は、ホームページや会報でPRしています。</p> <p>(3) 専門家が適切に関与しているか 安全有利な貯蓄の知識のセミナーの講師には、証券会社等の専門家をお願いしています。</p> <p>(4) 講師等に対し過大な報酬が支払われることになっていないか 講師謝礼は食事代実費程度といたしております。</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><老後生活安定事業></p> <p>(1) 事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2) 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。 イ その他 セミナーについては、何社かの企画書から当財団の経営会議で選定しますので、販売促進や、共同宣伝とは異なります。また、この事業に参入したい会社を拒むものでもありません。 ウ 審査等はしていません。 エ そのような事業はありません。</p>	(1) 事業目的
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><自己啓発事業></p> <p>(1) 事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2) 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。 イ その他 多様なサービス提供機関等と団体割引契約を締結しますので、販売促進や、共同宣伝とは異なります。また、この事業に参入したいサービス提供機関を拒むものでもありません。 ウ 審査等はしていません。 エ そのような事業はありません。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><余暇活動事業></p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。</p> <p>イ その他 多様なサービス提供機関等と団体割引契約を締結しますので、販売促進や、共同宣伝とは異なります。また、この事業に参入したいサービス提供機関を拒むものでもありません。最新の情報はインターネットで調査し、固定されたサービス提供機関にならないように工夫しております。</p> <p>ウ 審査等はしていません。</p> <p>エ そのような事業はありません。</p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。</p> <p>イ その他 中央労働金庫及び地元の信用金庫と信用保証機関と協定を結んでおりますので、本事業の目的は業界団体の販売促進や、共同宣伝とは異なります。また、この事業に参入したい金融機関を拒むものでもありません。</p> <p>ウ 審査等はしていません。</p> <p>エ そのような事業はありません。</p>	<p>当財団では、「区民の大多数を占める中小企業勤労者とその家族、及び一般の区民も加えて総合的な福祉の向上を図ることを目的」として事業を展開しておりますので、特定の職業、特定の職域、特定の団体の構成員といった限定された者のみをサービスの対象としたものではなく、また構成員相互の親睦を深めること、連絡や情報交換を行うことを目的にしたものでもありません。</p> <p>当財団が中核となり、多様なサービス提供者と契約することで初めて、低廉で総合的な福祉サービスを組織的、計画的に中小企業勤労者等に提供することができるようになります。これは、事業の公正性を確保するため、仕組み、要件、基準等を設定し、適切な事業執行をしているからです。</p> <p>社会的に比較弱者である中小零細企業で働く人々を対象の中心としてつ、総合的な福祉の向上を図ることを目的に、広く不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであります。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><財産形成支援事業></p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。</p> <p>イ その他 厚生労働省の指定を受け、事業主に代わって事務代行を行っていますが、その事業所や金融機関からの手数料等収入は一切ありません。そのため、一部の事業主の事務軽減や金融機関の販売促進や、共同宣伝とは異なります。</p> <p>ウ 審査等はしていません。</p> <p>エ そのような事業はありません。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><広報紙発行事業></p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。 毎月1回、見開き8面構成で区内全戸に生活や産業に関する情報を無償で配布しております。 イ 事業の質を確保するための方策 事業の質を確保するため、当財団が足立区と区内5つの公社等の間に立ち、毎月1回編集会議を主催し、関係者が一同に集う中で委託業者も参加させ、関係者の予断を排除しつつ、厳格な正確性と公平性を確保しております。 ウ 審査等はしていません。 エ その他 区内中小企業の振興と商店街活動の活性化及びまちづくり等の広報により、地域経済の活性化を目的としておりますので、業界団体の販売促進や共同宣伝といったものではありません。また、広告欄についても特定の事業所のみではありません。区内99%が中小企業ですので、区内事業所は定価よりも安く契約料金を設け、公平に広告掲載の機会を開いています。さらに、全戸配布による情報伝達効果というメリットを生かし、区内中小企業の振興及び地域内の消費循環を図ることにより、地域経済の活性化推進のための重要な公共媒体です。</p>	<p>足立区と足立区の第三セクターが情報を持ち寄り、徹底した編集会議において厳格な正確性と公平性を確保する中で、純粋な行政情報の周辺にある情報の広報として行政関連情報を提供しておりますので、民間の販売促進や共同宣伝のタウン誌とは異なり、30年以上の歴史があり「あだち広報」と並ぶ生活産業区内広報紙として区民に定着しております</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p><加入促進事業></p> <p>(1)事業目的 当財団の事業目的は、足立区内の中小企業(区内中小企業で働く勤労者の割合は90%)に勤務する勤労者、並びにその家族及び区民に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進を目的とするものではありません。</p> <p>(2)事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 中小企業勤労者なら誰でも掛金負担者(会員)になれます。その旨をホームページや全戸配布の広報紙等でPRしています。 イ その他 多種多様な事業者と団体割引契約を締結します。この多種多様な事業者と契約いたしておりますので、本事業の目的は業界団体の販売促進や、共同宣伝とは異なります。 ウ 審査等はしていません。 エ そのような事業はありません。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
事務代行団体指定	勤労者財産形成促進法(第14条)	厚生労働省

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	給付事業 中小企業で働く勤労者等が人生の節目、節目で安心した生活ができるよう、勤労者の相互扶助の精神で結婚祝い金、死亡弔慰金等の慶弔給付を実施する事業	第4条第1項第1号
事業の概要		
<p>本事業の趣旨は、中小企業で働く勤労者等が人生の節目、節目で安心した生活ができる環境を整備し、生活の安定を図ることです。</p> <p>勤労者の相互扶助の精神で結婚祝い金、死亡弔慰金等の慶弔給付を実施する事業です。</p> <p>事業実施のための財源は、足立区補助金、事業掛金負担金（会費）総額の30%及び給付積立資産の運用益です。</p> <p>足立区補助金は、当財団の人件費と事業費の一部及び管理費を賄うために足立区が交付するものです。</p> <p>本事業は、大企業と中小企業との労働環境や福利厚生格差を埋めるための総合的な福祉事業の一環として、共助の精神で勤労者に慶弔給付を行うもので、人生の節目、節目で生活を豊かに潤いのあるものにすることで生活の安定を図り、これが勤労者の福祉を向上させ、中小企業の振興に寄与すると考えます。</p> <p>なお、保険業法適用に関しては、それぞれの給付金額の上限を10万円以下とすることで、「一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業に含まれず、したがって、保険業法の適用はない」ことを金融庁と協議確認済みであります。</p> <p>対象者は、事業掛金負担者（会員）とその家族です。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。